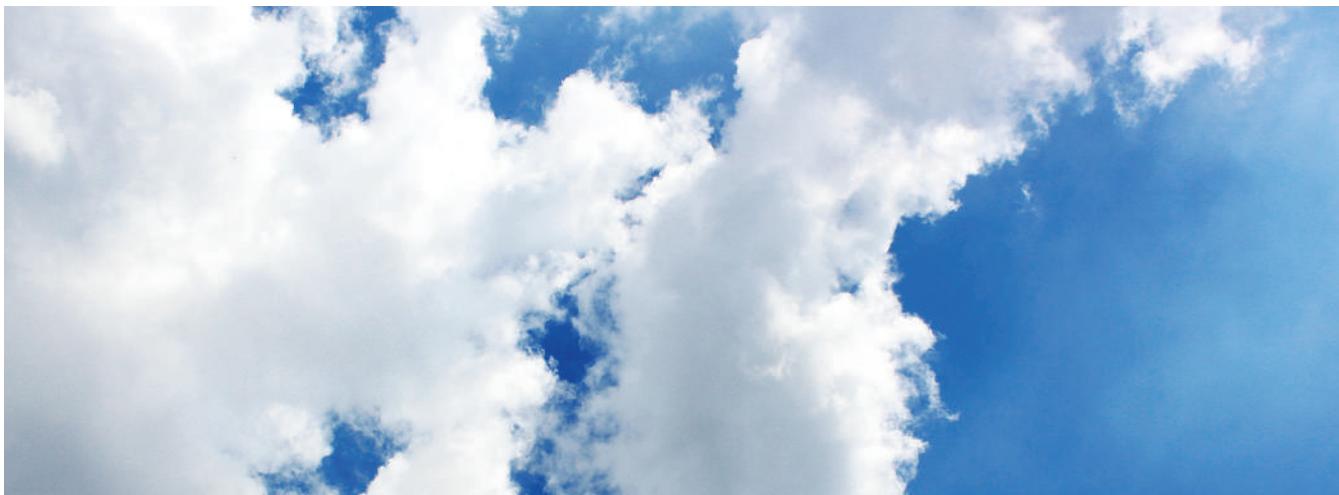




沖縄市 国保だより KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数 (令和2年6月末現在)	
人 口	142,873
世 藉 数	64,036
被保険者数	41,259
国保世藉数	23,897



新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険・後期高齢者医療制度「傷病手当金」の支給

■ 支給対象者

1. 沖縄市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
2. 給与の支払いを受けている者
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなった者
4. 療養のため労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられないか、減額されて支払われている額が下記の計算方法で算出される額より少ない者

■ 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労を予定していた日

■ 支給される額

$$\frac{\text{直近3ヶ月間の給与収入の合計}}{\text{給与収入の就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

※休業補償を受けていたり、一部給与等の支払いがある場合は、減額又は支給されない場合があります。

■ 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため、労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

■ 申請方法

指定の様式に必要事項を記入の上、国民健康保険課（給付係または後期高齢医療係）へ申請者の被保険者証（写し）を添えて申請してください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送での手続きを推奨しております。
- ・指定の様式は、市公式ホームページからダウンロードすることができます。
- ・労務不能であった日毎に、その翌日から2年で時効となり、申請受付できなくなります。

お問い合わせ 国民健康保険課 給付係（内線 2114） 後期高齢医療係（内線 2101）



国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

■要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方	保険料を全額免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	保険料の一部を減額

生計維持者…世帯主（擬制世帯主含む）

■保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免対象保険料、減免割合等については、市公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 国民健康保険課 保険料第2係（内線2106・2108）後期高齢医療係（内線2128）

所得申告をしましょう

次のいずれかに該当する場合は所得の申告をしましょう！

1. 国民健康保険に加入している方

2. 後期高齢者医療制度に加入している方及び同世帯の方

※給与所得のみで勤務先から沖縄市役所へ
給与支払報告書が提出されている方・公的年
金だけの方で源泉徴収票の内容に変更が無
い方はご自身で申告する必要はありません。



所得の申告が無い場合には・・・ 保険料の軽減措置が受けられなくなります

保険料の軽減措置は、国民健康保険の場合は、国保加入者の世帯の所得が一定以下のときに、後期高齢者医療制度の場合は、世帯主および後期高齢者医療被保険者の総所得金額が一定以下のときに保険料の軽減を受けられる制度です。ただし、**国保加入世帯に未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受けることができません。**同じく後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯主が未申告の場合も軽減措置を受けることができません。

保険料の軽減措置のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合

国民健康保険の世帯主と加入している方全員

後期高齢者医療制度の場合

対象となる後期高齢者の方と世帯主

所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります

医療の給付のうち高額療養費は、国保加入者や後期高齢者医療制度加入者の高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する制度です。ただし、**世帯の国保加入者で未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、最高限度額が適用されることがあります。**後期高齢者医療制度加入の方も適切な給付を受けるために、被保険者本人と同じ世帯の方全員の申告をお願いします。医療費負担の軽減のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合

国民健康保険の世帯主と加入している方全員

後期高齢者医療制度の場合

対象となる後期高齢者の方と同じ世帯の方全員

※所得申告がまだお済みでない方は、所得の有無に関わらず8月中に申告を行ってください。

お問い合わせ：国民健康保険課 電話：939-1212 保険料係（内線2106・2108）後期高齢医療係（内線2101・2118・2128）

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 コンビニ用納付書の取扱いについて

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料は、県内金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できます。納付通知書と納付書は、綴じられていない単票形式となっておりますので、**期別・納期限をご確認の上、納付する期だけの納付書を各金融機関、コンビニエンスストアへお出しください。**

※期を誤って納付した場合でも**他の期への充当はできません**ので、納付書を十分ご確認下さい。

※口座振替、年金からの特別徴収のみの方は納付書を同封しておりません。

※県外在住の方は、納付書裏面に記載されている納付場所でお支払いください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替お申し込みがキャッシュカードで簡単に!

申込方法

預金通帳や銀行届出印がなくても、キャッシュカードのみで保険料の口座振替お申し込みができる「ペイジー口座振替サービス」がご利用いただけます。この機会に、納付の手間や納め忘れがない口座振替をぜひご利用ください！

1 申込書の記入

窓口で申込書に住所、氏名
希望する税目等を記入します。

2 専用端末操作

端末にキャッシュカードを
通します。

3 暗証番号入力

端末に4桁の暗証番号を入力
します。

※身分証明書で本人確認をさせて頂きます。※クレジットカードはご利用できません。
※この方法でお手続きができるのは、口座名義人ご本人様となります。

お持ちいただくもの

- 口座振替を希望する
 - 口座のキャッシュカード
 - 身分証明書
 - (本人確認ができるもの)
-

受付税目

1. 国民健康保険料
2. 後期高齢者医療保険料

受付場所

国民健康保険課

利用可能な金融機関

- 沖縄銀行 ○沖縄海邦銀行
- ゆうちょ銀行 ○コザ信用金庫
- 琉球銀行 ○沖縄県労働金庫



※沖縄県農業協同組合を希望する場合は、「口座振替依頼書での申込方法」によりお手続きをお願いします。

自己負担限度額

医療機関の窓口で区分オ、(低所得)Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、区分ア～エ、(現役並み)Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」を提示するとお支払（自己負担額）を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。対象となる自己負担額は個人単位に、同じ月の病院、薬局ごとに合計します。ただし、一つの薬局であっても処方した病院ごとに、また同じ病院であっても診療科ごとに計算することができます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の交付を希望される方は国民健康保険課の窓口で申請してください。

[0歳～69歳]

所得区分 (課税所得)	限度額（月額）	入院時食事代 (1食あたり)
ア 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>※1	460円
イ 600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>※1	460円
ウ 210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>※1	460円
エ 210万円以下	57,600円 <44,400円>※1	460円
オ 住民税非課税	35,400円 <24,600円>※1	210円 (91日以上から160円)

[70歳～] (後期高齢者医療被保険者含む)

所得区分 (課税所得)	限度額（月額）		入院時食事代 (1食あたり)
	外来のみ (個人ごと)	入院+外来 (世帯単位)	
現役並み 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>※1		460円 ※4
現役並み II 380万円以上～ 690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>※1		
現役並み I 145万円以上～ 380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>※1		
一般	18,000円 (年間限度額 144,000円)※2	57,600円 (44,400円)※3	460円 ※4
低所得 II	8,000円	24,600円	210円 ※5 (91日以上から160円)
低所得 I	8,000円	15,000円	100円

※1 過去12カ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費該当とされた場合、4回目からは高額療養費の自己負担額が〈〉内の金額に引き下げられます。

※2 外来（個人ごと）の年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額は、144,000円となります。

※3 過去12カ月以内に同じ世帯で外来+入院（世帯単位）の限度額を超えて4回以上高額療養費該当とされた場合、4回目からは高額療養費の自己負担額が〈〉内の金額に引き下げられます。

※4 後期高齢者医療被保険者は一部260円の場合があります。

※5 後期高齢者医療被保険者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象となります。
長期入院該当になる方は再度申請が必要になりますので、入院日数がわかる書類などを持参し、担当窓口で申請してください。

令和2年度 沖縄市国民健康保険収納対策緊急プラン

沖縄市では収納対策緊急プランを策定し、国民健康保険料の収納率向上に取り組んでいます。重点対策は以下のとおりです。

1. 国保資格及び国保料賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期の資格喪失届の提出を奨励します。
- (2) 未申告世帯への電話、文書及び納付相談による申告指導を行い賦課の適正化を図ります。
- (3) 居所不明者の実態把握及び居住確認の訪問調査等を行い、資格の適正化を図ります。

2. 収納体制の充実・強化

- (1) 保険料の納付相談や納付機会の拡充を図るために、下記のとおり夜間窓口を開設します。

場 所：沖縄市役所庁舎1階 国民健康保険課窓口

開 設 日：**第2・第4・第5の水曜日**

【祝日、慰靈の日（6月23日）・12月28日～1月3日はお休みとなります】

受付時間：17時15分～20時まで **※事前にご予約お願いします**

取扱業務：①保険料のお支払 ②保険証の更新 ③保険料の納付相談

- (2) コンビニ収納の実施により、被保険者の利便性の向上を図ります。
- (3) 口座振替を推奨するため、ペイジー口座振替サービスを実施しています。
また、窓口等での口座振替への勧奨を積極的に行います。
- (4) 電話催告センターの催告により、滞納が累積しないように早い段階で納付を促します。

3. 滞納処分の実施

滞納者の財産調査を実施し、預金・給与・売掛金・軍用地料・生命保険解約返戻金・国税還付金・不動産・動産等の差押えを行います。

4. その他の取り組み

「国保だより」や「国保のしおり」等で、国保制度及び事業に関する周知、啓発を行います。

お問い合わせ

国民健康保険課 保険料係

電話 939-1212 (内線 2108・2121)

令和2年度 集団健診のお知らせ

**令和2年8月27日～令和3年3月末までの
市民集団健診は、密を避けるため**



全て予約制 (先着順) になります。

※健(検)診を受診される際は「マスクの着用」と「手指消毒」のご協力ををお願い致します。
※今後の新型コロナウイルスの動向次第では延期の可能性もございますので市の
ホームページやお電話等で隨時ご確認をお願い致します。

こんな時だからこそ
病院で受診をオススメします！

メリット1

自分の
都合がいい日に
受診ができる

メリット2

胃カメラや
人間ドックを
受けられる

メリット3

かかりつけ医を
持つきっかけ
になる

メリット4

通院している病院で
受診できる

個別健診なら
メリットが沢山



ここだからできる感動いっぱい

LAMINEX 有限会社 **ラミネックスセンター**

オンデマンドプリント・コピー&データプリント・製本・ファイル
スキャニング・電子化・メモリアルグッズ・ラミネート加工
車両ラッピング・大判プリント・看板・壁紙・特殊印刷

〒904-0031 沖縄市上地2-9-6 <http://www.laminex-c.jp/>
TEL (098) 932-1234 E-mail : koza@laminex-c.jp

沖縄県知事許可 (般-29 第9416号)

(有)よろこび電化

空調・電気設備・家庭電化製品販売
修理・防犯設備

〒904-0011 沖縄市照屋1-3 2-9
TEL (098) 937-5605